

2021年度版

ALSOKのオンラインセキュリティを導入された  
バイク販売店さま向け盗難保険

# バイクガード®

Bike Guard



ALways Security OK

 **ALSOK**

# 警備会社ならではの目線で、お客さまの安全・安心をトータルサポート 「バイクガード®」で万が一の時にも安心を。

ALSOKのオンラインセキュリティを導入されたバイク販売店さま専用の保険

自動二輪車の販売店さまが取り扱う**販売用自動二輪車**の盗難を補償します。

## 施錠中危険のみ 補償特約

收容場所の窓および扉などの開口部をすべて施錠している間に発生した盗難による損害に対してのみ、損害保険金をお支払いします。

## 営業時間外危険のみ 補償特約

営業時間外に発生した盗難による損害に対して、損害保険金をお支払いします。

## 不在危険 補償特約

夏期・冬期休暇など休業期間中に発生した盗難も補償対象となります。（72時間以上不在の場合）

## この保険の対象となるもの

特定の收容場所※1に收容中の販売用自動二輪車※2



自動二輪車



原動機付  
自転車



三輪スクーター  
(50cc以下)

… 側車付二輪自動車（通称：トライク）も対象となります。

※1 保険証券に記載され、かつALSOKが提供するオンラインセキュリティで「防犯監視」を行なっている警備対象建物内をいいます。

※2 修理や駐車等で一時的に所有者から預かっている自動二輪車は対象外となります。  
ヘルメットやマフラー等の付属商品や単独の部品、販売店さまが所有使用する工具類等の什器備品は本保険の対象外です。  
これらを対象とする損害保険商品も取扱いしていますので、詳しくは、ALSOKの営業担当者にお問合わせください。

## この保険の対象とならないもの

- 修理および駐車等の目的で所有者から預かっているバイク
- 展示用のバイク（商品として販売する場合を除く）
- エンジン付三輪車（いわゆる「オート三輪」で貨物自動車に区分されます）
- リースおよびレンタル用のバイク
- 販売店が業務で使用するバイク
- サイドカー（単品）、ヘルメットおよびマフラー等の付属商品や単独の部品
- 販売店が所有使用する工具類等の什器備品

# 保険料

保険料はご契約の保険金額、保険期間、セットする特約、リスク実態、過去の事故歴等により決まります。下記保険料は参考保険料になります。ALSOKオンラインセキュリティを導入した事によるリスク軽減効果を加味した保険料となります。リスク実態、過去の事故歴によっては引受をお断わりさせていただく場合がありますので、ご了承ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください

保険金額 (年間最高在庫高)	年間保険料 (画像監視あり)	年間保険料 (画像監視なし)
500万円	60,630円	65,290円
1,000万円	83,290円	89,700円
2,000万円	92,580円	99,700円
3,000万円	104,300円	112,320円
4,000万円	118,670円	127,800円
5,000万円	133,050円	143,280円
1億円	204,910円	220,680円
2億円	348,650円	375,470円

【セットされている特約】

施錠中危険のみ  
補償特約

営業時間外危険のみ  
補償特約

不在危険  
補償特約

## 保険金額 (ご契約金額)

保険金額は保険価額<sup>※3</sup>(最高保管額)と同額に設定してください。在庫高の変動が予想される場合は「年間最高保管額」を基準に設定してください。

※3 保険価額とは、仕入価額(帳簿・伝票等で確認できるもの)をいいます。

(注) 保険金額を保険価額(最高保管額)より低く設定されますと、その割合に応じて保険金が削減されますのでご注意ください。ただし、保険金額を保険価額(最高保管額)を超えて設定した場合は、保険価額(最高保管額)を限度とし超過分は保険金のお支払対象になりませんのでご注意ください。

## ご加入方法

保険契約申込書に必要な事項を記入・押印のうえ、ALSOKの営業担当者(取扱代理店の募集人)へご提出してください。保険料は別途ご案内する振込口座(取扱代理店口座)へお振り込みください。

保険契約申込書に※の付された項目は告知事項に該当しますので、事実と異なる記載をしたり事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

## ご契約方式について

販売店舗内など特定の収容場所に収容中の販売用二輪車を包括してお申込みいただく「商品包括契約(普通契約方式)」となります。

(注) 収容場所および現在高が帳簿・伝票等により確認できることが条件となります。

## 保険期間 (ご契約期間)

ALSOKの警備開始日以降、保険契約申込書の提出と保険料の着金が確認できた日以降の任意の1年間となりますので、ALSOKの営業担当者(取扱代理店の募集人)とご相談の上、設定してください。

**ALSOKは、さまざまな保険商品をご用意し、  
お客さまのニーズに合わせて最適な保険商品を提案いたします。**

建物や屋外設備の  
火災リスク、破損リスクに備える

セキュリティユーザー  
火災保険

業務用現金や有価証券などの  
さまざまな損害に備える

ALSOKコーポレート  
マネーガード保険

増加する「サイバー攻撃」による  
情報流出などに備える

ALSOK  
サイバーリスク保険

詳しくは、弊社営業員までお問い合わせください

## 保険金をお支払いする主な場合

保険証券に記載された収容場所(以下「収容場所」といいます)に収容されている保険の対象が、窃盗または強盗により盗まれたり、壊されたり、汚された場合(以下「盗難」といいます)の損害に対して、損害保険金をお支払いします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者(補償の対象となる方)またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ② 保険契約者もしくは被保険者の親族、使用人等が自ら行い、または加担した盗難による損害
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、騒擾(じょう)、労働争議の際における盗難による損害
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、風災、水災、雪災その他の天災の際における盗難による損害
- ⑤ 火災、爆発、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の際における盗難による損害
- ⑥ 窃盗または強盗のために発生した火災または爆発による損害
- ⑦ 棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- ⑧ 盗難発生後60日以内に知ることができなかった盗難による損害
- ⑨ 万引き等不法侵入・暴行・脅迫を伴わない盗難による損害

など

## お支払いする保険金の額

$$\text{（損害の額 - 免責金額）} \times \frac{\text{保険金額（ご契約金額）} \times 4}{\text{保険価額（保険金額} \times 4 \text{ 限度）}}$$

※4 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

### 【損害の額について】

● 損害の額は次のとおりです。

#### 盗まれた場合

盗まれた保険の対象の  
保険価額(時価額)

#### 壊されたり、汚された場合

修理に要した費用から  
使用による消耗分を差し引いた額

● 損害の額には、盗まれた保険の対象の発見、回収のために保険契約者、被保険者が支出した必要または有益な費用と、引受保険会社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために保険契約者、被保険者が支出した費用を含みます。

(注1) ただし保険価額(時価額)を限度とする。

(注2) 保険金額は保険価額と同額でご設定ください。保険金額を保険価額より低く設定されますと、その割合に応じて保険金が削減されますのでご注意ください。また保険金額を超えて設定した場合、その超過分は、保険金のお支払い対象になりません。

### 【保険金支払い後の保険金額】

損害保険金のお支払い額が、1回の事故で保険金額に相当する額となった場合は、ご契約は損害発生時に終了します。保険金額に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

## ご注意ください

### 〈重複契約に関する注意事項〉

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、**補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。**補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、**いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。**補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、**補償がなくなるのとありますのでご注意ください。**

### 〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には事故のご連絡の際にお申し出ください。
- このパンフレットは「盗難保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- なお、保険料払い込みの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の取扱代理店または下記までご連絡ください。

〈あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター〉

**☎ 0120-985-024 (無料)**

※おかけ間違いにご注意ください。24時間365日受付  
※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

【お問合わせ先】

〈取扱代理店〉

(幹事代理店)

**ALSOK 保険サービス株式会社**

所在地 〒163-1408  
東京都新宿区西新宿3-20-2  
東京オペラシティタワー8階

フリーダイヤル 0120-88-6891

(非幹事代理店)



〈引受保険会社〉

**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**

MS&AD INSURANCE GROUP

**東京企業営業第三部 営業第二課**

所在地 〒103-0085  
東京都中央区日本橋3-5-19  
日本橋本社ビル

電話 03-6748-7852  
FAX 03-6748-7856